

改葬の補償及び祭し料調査算定要領の一部改正《新旧対照表》

【現行】平成30年3月8日 制定

【改正】令和2年3月18日

改正後	現 行
<p>(図面の作成)</p> <p>第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 墳墓配置図 二 墓碑類の詳細図（墓石等の姿図、カロートの断面図等、数量計算に必要なもの） 三 写真撮影方向図 <p>2 墳墓に関する図面は、原則として次により作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 図面は原則として墓地使用者、（墳墓所有者）ごとに作成するものとし、共同墓地等において全体の区画を示す必要がある場合は、全体の墳墓配置図（区画図）を作成するものとする。 二 図面の大きさは、原則として、日本<u>産業</u>規格 A 列三<u>番</u>横とする。 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置するものとする。 四 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。 五 図面に表示する数値は、前号の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。 <p>3 墳墓工作物は、附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木は、立竹木要領に準じてそれぞれ作成するものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(図面の作成)</p> <p>第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 墳墓配置図 二 墓碑類の詳細図（墓石等の姿図、カロートの断面図等、数量計算に必要なもの） 三 写真撮影方向図 <p>2 墳墓に関する図面は、原則として次により作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 図面は原則として墓地使用者、（墳墓所有者）ごとに作成するものとし、共同墓地等において全体の区画を示す必要がある場合は、全体の墳墓配置図（区画図）を作成するものとする。 二 図面の大きさは、原則として、日本<u>工業</u>規格 A 列三<u>版</u>横とする。 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置するものとする。 四 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。 五 図面に表示する数値は、前号の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。 <p>3 墳墓工作物は、附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木は、立竹木要領に準じてそれぞれ作成するものとする。</p> <p>(以下 略)</p>